

社会福祉法人 大成会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大成会(以下「法人」という。)定款第21条の規定により、法人の役員報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(適用除外)

第3条 施設・事業所の職員を兼務する役員及び非常勤の役員は、この規程を適用しない。

(役員報酬の体系)

第4条 役員報酬は、月額報酬とする。

2 月額報酬は、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

(決定方法)

第5条 月額報酬は、別表に定める額を基準とし、変更する時は、評議員会の決議で定める。

(計算期間並びに支給日)

第6条 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日までとする。

2 役員への月額報酬の支給日は毎月26日とする。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

(控除金)

第7条 役員に支給する月額報酬から法人は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議をもって行う。

(附則)

第9条 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

【 別 表 】

職 名	月 額 報 酬 基 準 額
理 事 長	250,000 円以上 800,000 円以下
業 務 執 行 理 事	200,000 円以上 700,000 円以下
理 事	150,000 円以上 600,000 円以下